

会 議 録

1 附属機関の会議の名称

水戸市使用料等審議会

2 開催日時

平成25年9月5日（木） 午前10時00分から午前11時50分まで

3 開催場所

市民会館臨時庁舎 1階101号室

4 出席した者の氏名

(1) 水戸市使用料等審議会委員

藤澤二三夫，高橋京子，齋藤章，高畑健兒，佐藤平八郎，木内令子，田山知賀子，  
永井教子，中村眞一，井上繁，鈴木重紀

(2) 執行機関

市長 高橋靖，財務部長 清水修，財政課長 園部孝雄，財政課課長補佐 梅澤正樹，  
財政課財政係長 堀野辺直，財政課財政係員 角張広

5 議題及び公開・非公開の別

使用料等受益者負担の適正化について（諮問） （公開）

6 非公開の理由

7 傍聴人の数（公開した場合に限る。）

0人

8 会議資料の名称

(1) 諮問書（写）

(2) 水戸市使用料等審議会委員名簿

(3) 平成24年度答申に基づく改定状況について

(4) 平成25年度水戸市使用料等審議会日程（案）

(5) 平成25年度の使用料及び手数料の受益者負担適正化の検討方法について（資料1）

(6) 使用料及び手数料一覧（水道事業を除く）（資料2）

(7) 使用料調書（資料3）

(8) 手数料調書（資料4）

(9) 受益者負担適正化の検討の観点について（資料5）

(10) 過去の審議会答申に基づく改定状況（資料6）

## 9 発言の内容

- 執行機関 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。  
ただいまから平成 25 年度の第 1 回水戸市使用料等審議会を始めさせていただきます。  
なお、\_\_\_\_様、\_\_\_\_様、\_\_\_\_様は、御都合により欠席との連絡をいただいております。また、今のところ 2 名の委員が遅れてございますが、定刻になりましたので、審議会を始めさせていただきます。  
初めに、諮問書の交付をさせていただきます。
- 市 長 (諮問書読上げ)
- 執行機関 なお、諮問書につきましては、皆様のお手元に写しをお配りしておりますので、御参照いただきたいと存じます。  
続きまして、高橋市長から御挨拶を申し上げます。高橋市長、よろしく願いいたします。
- 市 長 皆さん、おはようございます。  
本日は大変お忙しい中、水戸市使用料等審議会に御出席いただき、本当にありがとうございます。また、委員の皆様方には、\_\_\_\_会長、\_\_\_\_副会長を初めといたしまして、さまざまな面から本市の行政運営等に御支援と御協力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして、厚く御礼と感謝を申し上げる次第でございます。  
昨年度は、皆様方に、市民生活に密接に関わっている下水道と農業集落排水の使用料について、活発かつ積極的な御審議をいただいたところでございます。また、前向きな答申を頂き、まことにありがとうございました。  
おかげさまをもちまして、この二つの使用料につきましては、昨年 12 月の第 4 回水戸市議会定例会におきまして、改定の議決を得て、本年 4 月から改定した料金でスタートをさせていただいたところでございます。  
改定率につきましては、国民健康保険税の改定を同時期に行うことなどを考慮した結果、委員の皆様方には大変申し訳なく、失礼なことではありましたが、頂いた答申よりも若干率を引き下げさせていただきました。これについては、議会でもさまざまな議論、あるいは御提言をいただきまして、これらのすり合わせを行って、料金の決定をさせていただきました。私としても、市政を預かる立場としては、断腸の思いで決断をさせていただいたところでございます。  
私たち執行部におきましては、市民の皆様にご理解をいただけますよう、これから全庁を挙げて説明責任と情報公開を果たしていきたいと考えているところでございます。  
本年度は、先ほど諮問したとおり、下水道と農業集落排水を除く使用料等について、委員の皆様方に御審議をいただくこととなります。  
私といたしましても、使用料等の見直しについては、市民の皆様にご負担を強いることとなりますので、大変心苦しい思いであります。しかしながら、将来にわたって、水戸市は持続可能なまちとして発展していかなければなりません。そのためには、広

い視野、中長期的な視点に立って、財政運営をしっかりと行っていかなければならないと思っております。そういった意味でも、公平公正な行政運営という観点から、勇気を持って進めていかなければならない案件なのではと思っております。受益者負担のあり方がどういうものなのか、そして世代間で公平な負担をしていくためにはどのような料金体系が良いのか、ぜひ皆様方には活発な御意見をいただければと思っております。

市民生活に直接の影響を与える負担のあり方について、皆様方にはそれらを検討していただくという厳しい作業ではございますが、それぞれのお立場からごきたんのない御意見をいただきながら、この水戸市がより良い形になるように御協力いただくことをお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

これから、また大変お世話になりますが、よろしく願いいたします。

執行機関 ありがとうございます。

なお、市長は、公務のため、以上をもちまして退席させていただきますので、御了承願います。

市 長 失礼いたします。よろしく願いいたします。

(市長退席)

執行機関 続きまして、議事に入らせていただきます。

それでは、ここからは会長に議事をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

会 長 改めまして、おはようございます。

雨の中、使用料等審議会にお越しいただきまして、ありがとうございます。

さきほど市長から諮問を頂いたわけでありまして、内容がたくさんあります。いずれも市民生活に密着したものが多くございまして。これらを一定期間の中で、料金をどうするかということはこの審議会として結論を出していくということが必要であります。したがって、まだ猛暑が続いておりますけれども、かなりハードなスケジュールになろうかと思っておりますので、どうぞ御協力をお願いしたいと存じます。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

まず、さきほど市長も挨拶で触れられたところでありまして、昨年度の審議会の答申に基づく下水道使用料と農業集落排水処理施設使用料の改定状況について、事務局から説明をお願いします。

執行機関 (資料 平成 24 年度答申に基づく改定状況について説明)

会 長 ありがとうございます。これに関して、何か御質問等ございますでしょうか。

それでは、こちらは既に終わった事項でありますので、説明を受けたということでよろしいかと思っております。

続きまして、さきほど市長から諮問書を頂いたわけでありまして、下水道と農業集落排水処理施設を除く使用料、手数料について審議を行うこととなります。

まず、今後の日程、あるいは検討方法をどのように進めていくか、また現在の使用料、手数料がどうなっているのかということに関して、事務局から御説明をいただきたいと存じます。

なお、具体的な御意見は次回以降ということにして、今日は全体の枠組みについて説明をいただくということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、事務局からお願いいたします。

執行機関 (資料 平成 25 年度水戸市使用料等審議会日程 (案), 資料 1 平成 25 年度の使用料及び手数料の受益者負担適正化の検討方法について説明)

会 長 資料 2 については、あまり触れなかったようですが、一旦ここで区切りますか。

執行機関 次の資料と併せて説明します。

会 長 ただいま審議の日程等、それから広い意味での検討方法、考え方等について御説明がありました。とりあえずここまでのところで御質問等ございますでしょうか。最初ですので、どのようなことでもおっしゃっていただければと思ひます。

委 員 日程についてですけれども、これは場所を押さえた形でこういった予定になっているのですか。

執行機関 そうです。会場は都合をつけておりまして、日程はある程度こちらで調整しております。

委 員 分かりました。

委 員 メンバー表をご覧くださいませか。メンバー表の一番上に任期が書いてあるのですが、終わりの期日が平成 26 年 7 月 10 日とあります。私自身は平成 24 年度と 25 年度で考えていたのですが、これだと 26 年度までまがりますよね。これは 25 年度いっぱい終わる見込みがないと判断して、このように期限を延ばしているのでしょうか。

執行機関 条例上、委員の任期を 2 年とする規定がございます。ですから、便宜上 2 年を計算して記載しておりますが、予定としては平成 24 年度、25 年度の 2 か年でございます。委嘱が 7 月からですから、終わりの期日も 7 月と記載しております。

委 員 了解です。ありがとうございました。

会 長 他にないでしょうか。

委 員 資料 1 で説明がありました、施設ごとに負担率が五つに分かれているところですが、これはいつからこのようになったのでしょうか。

執行機関 今回から審議するその他の使用料，手数料につきましては，これまで2回検討してまいりまして，これまでの2回の中で使用料，手数料の見直しの基本ルールというものを審議いただきまして，その考え方をまとめたものが資料1になります。したがって，基準につきましても，前回，前々回の審議会の中で審議していただいた結果でございます。ですので，さきほど説明の中にございしましたが，今回，改めて新しい審議会の中で，この基準自体がこれから審議していく中でおかしいということがあれば，御意見としていただきまして，場合によっては見直していきたいと思っております。

委員 過去の2回というのは，何年度と何年度のことなのですか。

執行機関 平成17年度と20年度です。過去2回の基準についても，資料1と同じものを使っております。

委員 平成17年度にこの基準を作って，過去2回，この基準を使い，今回の25年度もということですね。

会長 今，園部課長から，基準自体を見直す必要があるのであればという話がありましたが，これについては，今日この場でということではなくて，これからの審議の中で話していきたいと思っております。今日はあくまでも全体の説明に止めておきたいと思っております。

委員 資料2についてですが，一番右側の検討対象とありますよね。ここに丸印が付いているのは，どのような意味があるのですか。

会長 これはまだ説明されていないところですね。ですので，一旦ここで区切って，この後，事務局から説明していただきます。後ほど遡って質問していただいても結構ですので，とりあえず先に進めさせていただいてもよろしいでしょうか。  
それでは，続きを事務局からお願いいたします。

執行機関 (資料2 使用料及び手数料一覧(水道事業を除く)，資料3 使用料調書，資料4 手数料調書，資料5 受益者負担適正化の検討の観点について，資料6 過去の審議会答申に基づく改定状況について説明)

会長 ありがとうございます。膨大な資料の御説明でした。  
最初に話題になりました日程，検討方法を中心とした進め方について，事務局から説明をいただいたわけですが，原則として日程案と資料1のとおりということよろしいでしょうか。  
日程等については，何か特別な事情などが出てきた場合には変更はありうるということなので，原則としてはこれでよろしいかと思っております。  
それでは，特に御意見等もないようですので，日程と進め方については，事務局から御説明があったとおりに進めてまいりたいと思っております。  
さて，事務局から，調書について説明がございました。資料2が総括表になりまして，資料3と4が調書，そして資料5が受益者負担適正化の検討の観点，資料6が過

去の審議会の答申の内容であります。

そこで、これからしばらくは、御説明のありました資料2以降につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思ひます。ただ、どの使用料等を審議の対象に選ぶかということについては、次回の検討事項でありますので、本日はその前の基礎的なことについて何かございましたら、お話いただきたいと思ひます。その際には、どの資料の何ページかといったことをおっしゃっていただければよろしいかと思ひます。

委員 資料1の最後の4ページですけれども、受益者負担率の一覧がありまして、ここに0%から100%までの率を書いてあり、その隣にサービスの種類があります。そのサービスの種類ごとに受益者負担率が分けられておりますけれども、このあたりの基本的なものの考え方を見直すといったことは考えられているのでしょうか。

会長 それについては、さきほど事務局からお話がありましたけれども、審議会として、この内容では違うんじゃないか、こちらに変更するというようなことは、場合によってはあってもいいわけです。それを含めて検討するということになります。ということなので、この4ページの表を動かさないということではないという理解でよろしいかと思ひます。そのことを含めて検討するということが、我々の役目になるかと思ひます。

委員 負担率についてもですか。

会長 受益者負担率と受益の性質というのは、これはどうでしょうか。動かし難いものなのでしょうか、それとも動かしても構わないものなのでしょうか。

執行機関 これはあくまで基準でございますので、特定の施設について、この施設は何%を受益者に負担をさせるべきだろうと検討していくと、まともらなくなってしまう可能性がありますので、ある程度施設を分類したということでもあります。ですので、区分が間違っているということがあれば、それを変更することもあるかと思ひます。

しかし、本当は広範囲の受益者の必要な受益というのは30%ではないかという話になりましても、なかなか答えは出てきませんので、まずはランクづけという意味合いで分けているところです。その中で、ちょっと分類が違うのではというものもあるかと思ひます。もう一つは、特別な事情があつて、その区分には位置していますが、基準を取れないことが理解できるものですか、そういった扱いをするものもあるかと思ひます。

ですから、ここに決まっている数字をそれぞれの施設が現状で取っているということではございません。あくまでも目安ということになります。そのような御理解をいただきたいと思ひます。

会長 ありがとうございます。最後に目安という御説明がありましたけれども、この点については、そのような理解にしたいと思ひます。

他にはいかがでしょうか。

委員 日程表を見ているのですが、第1回から第7回までの予定がありまして、第7回は11月13日ということで終わっております。これは事務局側の期限みたいなものでしょうか。このあたりまでには終わりたいという願望を表わしているのかどうか。願望であるのであれば、その線に合わさるように努力をしていきたいと思うのですが。自信はありませんが、このような膨大なデータに関して、これだけの回数ですから、最終期限はここまで、11月13日までというところで、何か限界のようなものがあって、例えば市議会とかですか、そういった大きな流れの中に合わせている日程なのかどうか、確認したいところでございます。

執行機関 検討していただきました結果、改定ということになれば、当然、条例改正といった話になりますので、議会の日程等を踏まえまして、最後を11月半ばということで設定させていただいております。

執行機関 そのような意味合いで日程は組んでおりますが、事務局としては、3回程度でヒアリングができるのではないかとといった予想をして、日程を組んでおります。ですから、次回、皆様には検討対象を選んでいただくこととなりますが、そこで予想をしていた数に大きな違いがあれば、開催回数については調整をいたします。

会長 つまり、次回の第2回審議会で、この審議会としてヒアリング対象を検討していくわけですが、そこで数が非常に多いということになれば、ヒアリングの日程を増やす必要が出てくるかもしれない。その場合は、やはり日程を変えざるをえないということもあるでしょう。ただし、さきほど御説明にもありましたとおり、条例改正の話もありますので、べらぼうに延びるというわけではないと思います。そのあたりについては、次回の審議会が終わるころには件数の見当がつくと思います。ヒアリングの時間は1件当たりこのくらいなので、この日程で収まる、あるいは、これでは無理ではないかといったことが分かるのではないかと思います。

委員 ありがとうございます。それでは、気持ちとしては、ある程度フレキシブルに考えていてもよろしいわけですね。

会長 さっき私は原則としてと申し上げましたけれども、そういったことも含めてということですね。つまりは、次回の検討次第になりますので、今日の段階ではあまり固定的に考えないほうが良いと思います。

委員 次回、ヒアリングの対象を決めるということですが、事務局としては、資料2で丸印を付けたものに関しては審議してもらいたいということで、付けていないものに関してはどうするかということになりますが、これは本日資料をいただいて、担当課の考え方なども読みまして、これはこれでいいのだろうということであれば、審議しないということになるのでしょうか。あるいは、この審議会としては一応全部やっつけて、これはいいですよと全部の項目について決定するというようなのでしょうか。審議するかしないかということより、これは書いてあるままでいいといったときには、審議を飛ばしてしまうのか、それとも、全部について、対象として審議をするという

ことなのでしょうか。

執行機関 イメージといたしましては、全ての調書を出ささせていただきましたので、一次審査で絞り込みをし、もう少し詳しく聞きたいというものを選んでいただいて、そこで話を聞いて、改定を検討するといった流れでやっていきますので、全部の項目を見たという前提になります。担当課から話を聞くべきものをまず選んでいただきますので、ヒアリング対象に選ばれなかったものは、答申では改定からは外れるということになると思います。

委員 それでは、もうこれはこれでいいという判断となれば、審議しないということなのでしょうか。答申には入れないということなのでしょうか。

執行機関 このままでいいと判断したことになりますので、見たという前提はあるものになるかと思えます。

委員 では、次回までに、これを審議する、これはこれでいいというものを皆さんに決めてもらわなければならないということですね。

会長 ですから、次回が大事になります。

委員 ここで審議するものを決めるということですね。

委員 そうすると、次回までに私たちはこの資料をしっかりと見て、自分の意見として審議すべきものを持ってくるということによろしいですね。

それともう一つ、参考意見としてなんですが、資料3の55ページの水戸市勤労女性センターのところで、資料2では平成24年度の使用料の決算額が48万7,850円となっておりますが、条例の規定の目的以外に使用させるというのは、どのようなことなのでしょうか。どういったことに使用されているのかよく分からないので。男女文化センターのことですよ。

執行機関 少し説明に不足がありましたが、「一部の利用のみ使用料を徴収」というのは、条例に規定する事業の実施を妨げない限度となっております。国際交流センターや勤労女性センター、福祉ボランティア会館などといった施設は、本来の国際交流や勤労女性や福祉ボランティアの方たちが使用する場合は無料になりますので、決算額は小さく出ております。その他の方たちに対しては、施設が空いているときにお貸しできるということです。一般の方が本来目的以外の会議や講演会で使用したいという場合に、施設をお貸しするときの料金と捉えていただければと思います。

委員 そうすると、今、あの建物には市民センターがありますが、勤労女性センターは使っているのでしょうか。

執行機関 市民センターの方も無料です。



委員 いや、ここで出てきているのは勤労女性センターですよね。使っている人がいるのですか。

委員 お金を払ってまで使っている人がいるのかということですよ。

執行機関 おります。勤労女性センターも空いているときがあるので、そこで講演会などをやりたいという一般の方に、部屋が空いていれば、この料金でお貸しするということです。ただ、本来の目的で使用する方がいた場合には、それはお断りをしています。空いているときには料金を頂いてお貸ししたほうが良いでしょうという趣旨ですので、内容としては、いろんな方がいらっしゃいます。勤労女性の方は無料です。あとは、五軒市民センターの方も無料ですし、女性団体の方も無料です。

委員 企業の方とかですよ。参考までに、私どもの業界のほうでも国際交流センターを使っていたりします、同じような意味で。ホテルの一室を借りて会議でもやりましようといったときの料金より、はるかに安いわけなのです。そうすると、やはり、こちらのほうが業界には負担がかからないで済むので、よく使うことがあります。

委員 国際交流センターがよく使われることはよく分かっているのですが、どういう場面で使われるのかがよく分からない。勤労女性センター自体、あまりイメージが湧かないところだと思うので、ただ昔から位置づけはされているのですが、厚労省のお金も入っていると思うので、きっと企業ですかね。勤労女性というのも、そもそも企業の人になりますけれども。

執行機関 会社としてセミナーを職員向けにやりたいですとか、施設の趣旨と違う目的のときに料金を頂くというイメージですので、多種多様なものがあるかと思います。

委員 センターでチェックをしながら受け付けるということなのですね。

委員 よろしいですか。

最初に聞くべきことだったと思うのですが、非常に件数が多いですよ。さきほどから話題になっていた、いわゆる今回審議をすべき対象と審議しなくてもよろしいというものの選択というのがありますが、それ以前に、今年度、なぜこれだけの膨大な量を処理しなくてはならないのかということがあります、今回の平成25年度において。毎回全部やることなのか、今回これだけの量をやらなければならない必要があるのかということですが。

執行機関 この資料2にありますのが全体像になりますが、こちらを見ていただきますとお分かりになるとおり、典型的な負担率の基準、目安にある程度かなっているものがございいます。また、達していないものの中でも、いろいろな諸事情がありまして、これは事務局の判断になりますが、改定の必要がないであろうというものもあります。ですから、最終的にヒアリングが必要で、ここでの検討が必要なものというのは、事務局の勝手な考えの中では、ある程度絞られてくるのではないかと考えています。

このことについては、前回、前々回もこのような形で、1年で全てのものを同じような日程でやってまいりました。特に前回、平成20年度の場合は、下水道と農業集落排水を含めて、1か年での審議をいただきました。2回の改定を経て、負担率について改善をしてきている状況を踏まえ、このような形で今回も1か年で全てのものを対象に進めていけると考えております。

委員 これは、基本的には3年ごとに見直すというルールがあるのではないのですか。それに基づいてやっているのでは。

執行機関 すみません。説明が不足いたしました。  
ルールといたしましては、3年を基本に見直すという形になっておりまして、今回はその見直しの年に当たるということになります。

委員 3年ごとに全てを見直すということですね。

執行機関 そうです。震災の関係で、1年ずれてしまっはいますが。

会長 資料2については、表側は現在の水戸市の使用料なるものは、これらのものが全てですとあって、裏側の手数料についても、これらが全てですと全部入ってきているわけです。この中には、妥当で特にヒアリングする必要はないというものも含まれているわけです。ですので、次回、これらがどちらになるのかという判断をしていただくということになるわけです。

委員 そうすると、例えばの話ですけど、これについてはこの負担率で問題があるであろうというもの、事務ベースにおいて、これについては問題があるであろうというものが示されれば、私たちの判断の基準になるのかなといった感じがするのですけれども。

会長 そういう意味で、資料2の一番右のところに検討対象とあって、さきほどは事務局も遠慮がちに言われておりましたが、そこに丸印を付けているということは、事務局である財政課ばかりではなく、担当課ともよく話をされている中で、言ってみれば、これらのものはそ上に載せてほしいという趣旨があるわけですね。ただ、審議会は市民の代表ですので、各委員が見て、これには丸印が付いていないけれども、検討したほうが良い、話を聞いてみたいというものがあれば、検討するという趣旨になりますね。

委員 今の話の資料2の一覧表の右の部分です。丸印が付いているか付いていないかというところですが、私どもが審議するかしないかを判断するためには、この薄い印の丸があるのは、選択する際に非常に助かります。ですが、丸印とそうでないものといったようにはっきり区別ができるのか。例えば、半丸といったようなものはないのでしょうか。それらの中間ぐらいのものがあるのではないかと思うのですが、そのような意味でのランクを付けてもらおうと、私どもが選択するのに非常に助かるのですが、

いかなもののでしょうか。

執行機関 今の話の流れであれば、この丸印が付いているものは、事務局としてはやるべきであろうと思われるものに印を付けているということです。委員が半丸と表現されたものについては、私案的なものはあるのですが、それについては、数字を見て皆さんに選んでいただきたいというところでもあります。負担率の基準と実際の負担率を見ていきますと、半丸というものに値する項目は分かるかと思います。全部に事務局が印を付けてしまいますと、行き過ぎだという話にもなるかと思いましたので、現状の形になっております。

会 長 大体今日のところはよろしいでしょうか。

それでは、さきほどから話は出ておりますけれども、今回は、総括表である資料2ですね、裏と表とありますけれども、これが極めて大事な一覧表になるかと思います。そこで、お手数ですが、次回までにそれぞれ調書をお読みいただいて、何か疑問に思ったもの、これはもう少し話を聞いてみたいと思うものを拾っていただく。逆に、これはいいのではないかというものについては、御自身で判断をして、この会議に臨んでいただきたいと思います。その上で、皆さんの意見が一致すれば、それは検討対象となるわけです。検討対象ということは、それについて担当課からヒアリングするという意味になります。そして、特にそれをしないということであれば、現時点で妥当であろうと審議会で判断をしたという意味になるわけです。今回はその作業をやりますので、大変大事な会議になろうかと思います。

それでは、議事を進めまして、4番のその他に移りたいと思います。これについて、事務局から何かございますか。

執行機関 事務的な御連絡になりますが、次回の審議会につきましては、お手元に配布しております通知のとおり、9月10日火曜日の午後3時に、この会場で行いますので、よろしく願いいたします。

なお、本日配布いたしました資料につきましては、次回の審議にも使用いたしますので、御持参をお願いします。よろしく願いいたします。

会 長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、本日の審議会の議事は全て終了いたしました。事務局にお返しいたします。

執行機関 本日はありがとうございました。

会 長 それでは、お疲れさまでした。